

## アジア太平洋戦争と憲法9条

梅田 欽治

**日本国憲法第9条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### (1)小泉首相の靖国参拝はどこに問題があるか

- ① 首相の靖国参拝は「心の問題」「信教の自由」という弁解が通用するか。
- ② 「政教分離」の原則～日本国憲法第20条「宗教団体は国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」＝大阪高裁が違憲の判断（2005年9月30日）。
- ③ 靖国神社とはなにか＝東京九段の招魂社が1879（明治12）年、靖国神社と改称。陸軍省・海軍省の管轄、軍事施設の神社という特異な性格をもち臣民（国民）を戦争に動員する道具の役割。戦争で祭神が増え、祭神数246万6427名（柱という）。敗戦後、占領軍により軍国主義、過激な国家主義に神道が悪用されることを防ぐ措置がとられ国家神道が廃止されたが、靖国神社は民間の神社として存続した。
- ④ 「靖国問題」とはなにか＝講和条約後、自民党は靖国神社の国営化を意図し、1969年以降「靖国神社国家護持法案」を国会に5回も提出、しかし廃案となる。  
これ以後、首相、閣僚などの公式参拝という方針に転換、1985年8月15日に中曽根首相が閣僚18名と初めて公式参拝、国内の反対やアジア諸国の批判が高まり、翌年から見送り、小泉首相が2001年に公式参拝を強行して復活させた。  
この間に、1978年秋にA級戦犯を合祀し、遊就館は、かつての日本の戦争を「自存自衛」の正義の戦争であったとし、A級戦犯などを「昭和殉難者」として慰霊、顕彰している。これに対して韓国、中国、アジア諸国の人たちから反発を受けている。

### (2)アジア太平洋戦争はどういう戦争であったか

- ① 日本は朝鮮を軍事力で植民地化
  - ・1904年・日露戦争開戦、日韓議定書。
  - ・1905年・日韓協約（第2次）外交権を奪う。
  - ・1907年・日韓協約（第3次）内政権を奪う。
  - ・1910年・韓国併合条約、朝鮮総督府設置。
- ② 「満州国」とはなにか
  - ・1931年9月、関東軍の謀略で柳条湖付近の満鉄線路を爆破、張作霖を爆殺。  
満州事変。日露戦争以来の「満蒙の権益」を守るためとする。
  - ・1932年3月「満州国建国宣言」。

・1933年2月、国際連盟が中国の満洲統治権承認。3月、日本は国際連盟を脱退。

・1936年2月、陸軍青年将校らがクーデター（2・26事件）

### ③「支那事変」の経過

・1937年7月、北京郊外の盧溝橋で日中両軍が衝突、支那事変という（日中戦争）。

12月、日本軍が南京占領、南京大虐殺。

・1938年4月、国家総動員法公布。10月、日本軍が広東、武漢三鎮を占領。

中国全土に戦争拡大、戦争がゆきづまる。

### ④「仏印侵入」による東南アジア地域への戦争拡大

・1940年9月、日本軍が北部仏印に侵入開始、翌年に南部仏印に侵入。

・1941年9月6日の御前会議で対米英蘭戦争を決定（『帝国国策遂行要領』「帝国ハ自存自衛を全フスル為対米（英蘭）戦争ヲ辞セサル決意ノ下ニ戦争準備を完整ス」）

### ⑤対米英蘭戦争開戦により「大東亜戦争」と呼称、「大東亜共栄圏」の実情。

・1941年11月20日の大本営政府連絡会議で東南アジア占領方針を決定（『南方占領地行政要領』「方針 占領地ニ対シテハ差シ当リ軍政ヲ実施シ治安ノ回復、重要国防資源ノ急速獲得及作戦軍ノ自活確保ニ資ス」）

・対米英蘭戦争開戦（1941年12月8日）により、東条内閣が閣議で「大東亜戦争」という呼称を決定、命名の理由は「大東亜新秩序建設を目的とする戦争」。

⑥ 敗戦（1945年8月15日）～日本が侵略・占領したアジア諸国にも敗北した。「ポツダム宣言」を受諾し、日本は民主主義・非軍事化の国として再出発した。

⑦ アジア太平洋戦争の犠牲者（死者）は約2000万人。日本人の犠牲者（死者）は310万人以上。戦死者約240万人、国内の死者（沖縄戦、原爆、空襲など）約50万人。戦死者のうち餓死者（戦病死）は約140万人で戦死者の約60%。

⑧ アジア太平洋戦争はアジアへの日本の侵略戦争であり、世界の平和を希求する人たちと敵対した戦争であった。その反省と謝罪の立場で日本国憲法第9条を守ることによって信頼にもとづく友好関係を築くことができる。

## ③世界史のなかでの日本国憲法・第9条

① 世界の平和の流れと国連憲章・日本国憲法第9条。

<20世紀前半期>

・第1次世界大戦→国際連盟（1920年）、不戦条約（1928年）＝「戦争違法化」

・第2次世界大戦

<20世紀後半期>

・国際連合（1945年）＝集団安全保障体制、植民地独立付与宣言（1960年）

・冷戦（米ソ対立）→ソ連崩壊（1991年）、米単独覇権主義

・非同盟諸国会議（1961年）、欧州連合（EU）、東南アジア友好協力条約、

東アジア共同体構想

## <21世紀の展望>

- ・NGO（非政府組織）会議（2005年7月）＝「日本国憲法第9条がアジア・太平洋全域における安全保障の基盤である」

### ② アメリカの日本に対する「9条改憲」要求。

- ・米占領軍が一貫して日本国憲法第9条を否定してきた。日本の旧勢力もそれに助けられて改憲策動。講和後も米国は安保条約のもとで9条改憲を要求。
- ・日本国憲法公布 1946年11月3日、施行 47年5月3日。
- ・1948年1月6日 ロイヤル米陸軍長官が「日本を反共の防壁にする」と演説。
- ・1950年7月8日 マッカーサー元帥が日本警察力増強を指令→警察予備隊→52年に保安隊、54年に自衛隊発足。
- ・1952年4月28日 平和条約、日米安保条約→日本全土に米軍基地。
- ・50年代の改憲策動は国民の「平和憲法」支持により挫折。
- ・1960年6月23日 日米安保条約改定（現行）第5条 共同作戦を規定。
- ・1964年8月—75年4月 米国のベトナム侵略戦争で日本の基地を利用。
- ・60年代の改憲策動、その挫折により70年代の「解釈改憲」になる。
- ・イラク戦争への自衛隊派兵は米国の強い対日要求により強行。米国防大学国家戦略研究所特別報告書『米国と日本 成熟したパートナーシップに向けて』（アーミテージ報告）が「日本が集団的自衛権を禁止していることは同盟間の協力にとって制約になっている」。
- ・財界（日本経団連）や自民党・民主党・公明党などで改憲論議が盛んになる。

### ③ 世論調査の結果（参考までに）

『毎日新聞』2005年10月5日付（調査は9月2日—4日に実施）

- ・「憲法改正に賛成」58%、「反対」34%。
- ・「9条を変えるべきでない」62%、 「9条を変えるべきだ」30%。  
（男性57%、女性67%） （男性38%、女性23%）
- ・世代別では20代の70%が9条改憲に反対、30,50,70代以上で6割を超える。  
賛成は40代の36%が最高。戦力不保持と交戦権否認を「変える」が50%。

### ④ 自民党の「新憲法案」のねらい。

- ・「9条改憲」では「戦争放棄」を残し、第2項で「自衛軍を保持する」と明記。  
集団的自衛権は明記せず、これに含まれているという。
- ・「構造改革」をすすめ、軍事大国・新自由主義型の国家に変えるねらい。
- ・国民投票で「9条改正」の賛否ではなく、「一括採択」させるねらい。

### ⑤ 第9条の意義～「戦争の放棄」と「戦力を保持しない」を守ること。

自衛隊を認める人も憲法では公認しない。公認したら「戦争をする国」になる。しかもアメリカ言いなりで戦争をすることになる。

## 《講師のご紹介》

梅田 欽次（うめだ・きんじ）先生

1927（昭和2）年12月生まれ、東京出身、78歳。

早稲田大学文学部卒、東京経済大学職員のときに法政大学、東京教育大学講師、その後、宇都宮大学教授、現在は名誉教授。田中正造を現代に活かす会代表

著書『日露戦争100年 田中正造の人権・平和思想』

## メモ

### 自民党 新憲法草案のポイント

- ◆ 前文から侵略戦争への反省、平和的生存権を削除、「国・社会」を支える責務
- ◆ 戦力不保持と交戦権否認の九条二項を削除し、自衛軍の保持、軍事裁判所の設置を明記
- ◆ 自衛軍は自衛のほか「国際的に協調して行われる活動」に参加
- ◆ 「公益」「公の秩序」で人権を制約
- ◆ 国民のプライバシー、知る権利、環境権などは政府の努力規定にとどまるなど不明確な内容
- ◆ 政党規制の根拠となる政党案項を新設
- ◆ 憲法改正の要件を緩和し、段階的連続改憲を目指す内容

改憲案は、前文から「政  
府の行為によって再び戦争  
の惨禍が起ることのないや  
うにすることを決意」とし  
た文言を削除し、侵略戦争  
の反省や平和的生存権の規  
定を消し去っています。一  
方で、国民に「帰属する国  
方で、国民に「帰属する国

# 侵略の反省（前文）と 戦力不保持（2項）削除

自民党は二十八日、新憲法起草委員会（委員長・森喜朗前首相）の全体会議と政  
調審議会、総務会を相次いで開き、党の「新憲法草案」を決定しました。

改憲案は、前文から「政  
府の行為によって再び戦争  
の惨禍が起ることのないや  
うにすることを決意」とし  
た文言を削除し、侵略戦争  
の反省や平和的生存権の規  
定を消し去っています。一  
方で、国民に「帰属する国  
方で、国民に「帰属する国

る九条については、「戦争  
放棄」の一項はそのままだ  
にしたものの、「戦力不保持」  
と「交戦権否認」を定めた  
二項を削除し、海外での武  
力行使に対する「歯止め」  
をはずしました。そのうえ  
で「九条の二」を新設し、  
「自衛軍の保持」を明記。

自衛軍の活動として、「国  
際協調」のための活動、「公  
の秩序維持」の活動などを  
あげ、海外派兵を可能にし  
ています。司法の項目で、  
軍隊の規律維持や逃亡兵を  
処罰するのに必要な軍事裁  
判所の設置を規定していま  
す。

国民の自由と権利には、  
「公益及び公の秩序に反し  
ないよう」に行使する責

憲法9条で平和を守る  
あきる野9条の会  
事務局：あきる野市二宮1421-4  
発行：2005年10月30日

